

メデイカル通信

問合せ先
下田メデイカルセンター ☎2525



今回は下田メデイカルセンターの整形外科の紹介をさせていただきます。

整形外科は、人体の運動器官（骨、関節、筋肉など）に関わる疾患を主に取り扱う分野です。具体的には、交通事故、転倒などの思わぬケガ、スポーツ中のケガなどといった所謂外傷や、加齢性変化などによる変性疾患（首、肩、手、腰、膝、足首など）の診療が私たち整形外科の主な役割のひとつです。大きいケガから小さなケガまで、これまでに身に覚えのある方も多くはないでしょうか。

一般に「ケガ」と言っても、整形外科の専門的な診断・治療が必要とされるのは主に骨折や靭帯・腱の損傷などが中心となってまいります。高齢化社会である現代においては、地域高齢者の骨折が多く、問題となります。

まずは食事・運動療法が大切なことは言うまでもありませんが、それでも骨密度の改善が思わしくない方には薬物療法が提案されます。以前は専用の経口薬を毎日内服しなければならなかった

当科においても毎週火曜日と木曜日が手術日となっておりますが、一般外傷、特に骨折に対する手術的治療が中心となっております。手術的治療の良好な成績を目標に、技術の向上に関して日々学ばず勢を保つことが重要であると心がけておりますが、同時に「ケガの予防」の重要性を痛感しております。

生活習慣の見直しや食生活の改善、適度な運動などその予防方法は様々ですが、その中でも骨折予防として代表的な骨粗鬆症対策に関して最後に少し触れさせていただきます。

まずは食事・運動療法が大切なことは言うまでもありませんが、それでも骨密度の改善が思わしくない方には薬物療法が提案されます。以前は専用の経口薬を毎日内服しなければならなかった



快国航路 Vol.19

下田の夏は早くも本番、サマーフェスティバル開幕です。暮らす私達市民も訪れる観光客の皆様も、楽しく活気あふれる夏にしていきたいと思えます。

7月5日で、市長に就任して満2年となります。

南海トラフ巨大地震の被害想定に対する防災対策、低迷する経済状況に対する観光振興・経済活性化対策、新庁舎建設問題等の課題に對しまして、職員の力を結束し遂行してきましたが、まだまだ問題が山積しています。

本年の干支、午年の「馬力」で頑張りますので、ご支援ご理解のほどよろしくお願いたします。

市長に就任する数年ほど前、縁あって静岡大学で学生への講義の機会を得ました。まちづくりの民間実践者としての立場での講義でしたが、

その時の資料に記した文章を紹介いたします。
「私達は人の社会に生きています。人と共に生きています。だから人を好きになりましょう。人との関わりを楽しみましょう。」

自分の人生、一度の人生です。その人生の舞台は地球であり、このまちです。だから暮らしていて楽しいまちにしたいのです。沢山のひとと会いたいから沢山のひとに訪れてもらえるまちにしたいのです。訪れる人を楽しんでもらいたいのから暮らしている人が楽しいまちにしたいのです。

人を心からもてなせるまちにしたいのです。そのためには地球にも社会にも人にも優しいまちになることです。

まちが人の集合体である以上、私達が切磋琢磨し『自分のできる参加、ちよつと頑張る参加』をすることでまちは常に成長していきます。自分が地域力です。自分の文章を読み返し、初心を大切にしていきます。

下田市長 楠山俊介

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金 申請受付開始しました

申請期間 7月1日(火)～10月1日(水)

申請・問合せ先 福祉事務所社会福祉係
(窓口⑥) ☎22216

4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴う、低所得者及び子育て世帯への負担の影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

※対象者へ申請書類を送付済みです。ご確認ください。

臨時福祉給付金

支給対象者

次の要件の全てに該当する方に対して支給します。
・平成26年1月1日時点において、下田市に住民登録がされていること。
・平成26年度分市民税の均等割が課税されていないこと。

※ただし、ご本人が課税されていない場合でも、ご自身を扶養する方が課税されている場合対象外となります。
・生活保護制度の被保護者等でないこと。

支給額（対象者1人につき）

10,000円
次に該当する方は一人につき5,000円を加算
・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者

子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者

次の要件の全てに該当する方に対して支給します。
・平成26年1月1日時点にお

いて、下田市に住民登録がされていること。

・原則、平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給していること。

・平成26年度（平成25年中）の所得が児童手当の所得制限額に満たないこと。

・臨時福祉給付金の対象者でないこと。

・生活保護制度の被保護者等でないこと。

※公務員の方は申請書等が勤務先から交付されます。

申請方法について

申請会場 市役所2階 第3委員会室

必要書類 申請書・印鑑・本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写真）・指定した口座が確認できる書類（金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳などの写し）

※郵送でも受付可能です。

※公務員で子育て世帯臨時特例給付金の対象者のみ児童手当（特例給付）受給状況証明書（勤務先から交付されます）が必要です。

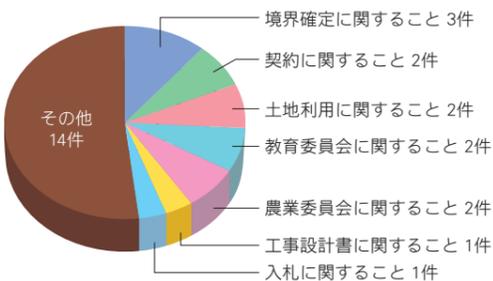
平成25年度 情報公開・個人情報 保護制度の運用状況 をお知らせします

情報公開制度

情報公開制度は、市民の皆さんの知る権利を保障するとともに、市が公文書として管理している文書等を公開すること、市政に対する理解と信頼をより深めてもらうことを目的としています。

平成25年度の公文書開示請求は、市長部局、教育委員会、農業委員会宛に27件ありました。

請求のあった情報の種類（総数27件）



公文書公開請求処理状況

機関	請求件数	処理状況					公開の方法		
		全部公開	一部公開	非公開	却下	取り下げ	閲覧	写し交付	視聴
市長部局	23	10	9	2	2		19		
教育委員会	2	2					2		
農業委員会	2		1		1		1		
合計	27	12	10	2	3		22		

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市の個人情報の適正な取扱いについてのルールを定めるとともに、市民の皆さんが自己の情報開示、訂正、利用停止を求める権利を保障するものです。平成25年度の個人情報開示請求件数は市長部局宛に2件（全部公開1件、非公開1件）ありました。

また、保有個人情報の訂正請求や利用停止請求はありませんでした。

問合せ先 総務課庶務係 ☎22211